

# 令和2年度(2020年度)就学支援金のお知らせ

## <令和2年(2020年)7月～翌年6月分の申請について>

すでに個人番号(マイナンバー)を提出している方へお知らせしています。

税の申告を行っていない場合は、個人番号カード等のコピーを提出しても所得確認ができず、支給することができませんので、速やかに申告手続きを行ってください。

### ◆ 提出する書類は？ <提出期限：令和2年(2020年)6月30日>

- ◇ 次の書類を、同封の封筒に入れて事務室へ提出してください。  
なお、1は、就学支援金の申請の有無にかかわらず、全員が提出する書類です。
  - 1 就学支援金確認票(マイナンバー用)
  - 2 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書(様式第1号・その1)
  - 3 【生活保護受給世帯の方のみ】生活保護受給証明書の原本(令和2年(2020年)1月1日時点で生活保護を受給していることが確認できるもの)
- ◇ 個人番号(マイナンバー)を提出した保護者(親権者)が、令和2年7月1日時点の保護者(親権者)と異なる場合は、事務室にご連絡ください。

### (参考)個人番号(マイナンバー)がわかる書類とは？

- 個人番号カードのコピー
  - 個人番号通知カードのコピー(記載事項に変更がない場合のみ有効)
  - 個人番号(マイナンバー)が記載された住民票の写し
  - 個人番号(マイナンバー)が記載された住民票記載事項証明書の原本又はコピー
- すでにご提出いただいているため、今回提出する必要はありません。

### (参考)就学支援金制度とは？

- ◇ 就学支援金制度とは？  
申請の手続きを行うことで、就学支援金を受給することができます。学校が生徒に代わって国から就学支援金を受領し、授業料に充てるため、生徒は授業料を納める必要がなくなります。(実際に就学支援金がお手元に支給される制度ではありません。)
- ◇ 対象となる世帯は？
  - 年収約910万円未満の世帯の方(詳細は裏面)
  - 生活保護を受給している世帯の方

申請する必要があります！

全国の約80%の高校生が対象になっています！

就学支援金は、返済不要です！

ひとり親世帯に限った制度ではありません！

## (参考) 令和2年7月分からの判定方法について

- ◇ 年収約910万円未満の世帯の方が支給対象となることに変更はありません。
- ◇ 変更点
  - 「課税所得」を基準として判定するようになります。(地方税の「所得割額」から変更)
  - ふるさと納税等の寄附金控除等の税額控除により住民税の所得割額が低く抑えられてしまうことの影響がなくなります。
- ◇ 次の計算式(保護者全員分)により判定します。

### 【計算式】

**市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額 が 304,200円未満**

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。



**就学支援金が支給されます**

- ※ (参考) 令和2年6月分までの判定方法  
都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額(保護者全員分)が507,000円未満であれば、就学支援金が支給されます。

## (参考) 家計急変世帯への支援について(授業料免除)

- ◇ 家計急変世帯への支援とは?
  - 年収約910万円以上の世帯のため、高等学校等就学支援金の支給の対象にならず、授業料を負担いただく方で、家計急変(収入の激減)の事由があった場合は、一定の要件を満たせば授業料免除制度の対象になります。
  - 詳細は事務室までご相談ください。

問合せ・提出先

〒236-0042 横浜市金沢区釜利谷東4-58-1

神奈川県立釜利谷高等学校 事務室

電話 045-785-1670 (音声案内5番)

受付時間 祝日を除く平日 8:30~16:30